

体育施設を利用される皆様へ

～市の公共施設の感染対策について～

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、市の公共施設の感染対策を次のとおり取り扱うことといたしますので、ご理解をお願いいたします。

- 市の公共施設の感染対策については、当面の間、現行の対策（パーティション、検温器、手指消毒液の設置や換気など）を継続いたします。
- 施設管理人のマスク着用については、窓口対応時など場面に応じて、適宜判断いたします。

【諫早市スポーツ振興課】